

墨田区のお知らせ2014.5.1

NO.1745
(毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608—1111代表 〒130—8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…「地域を支えたい」そんな
あなたを応援します
- 4・5面…クリーンキャンペーン
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●八十八夜

立春から数えて88日目のことで、
今年は5月2日にあたる。“八十八”
という字を組み合わせると“米”の
字ができることから、農業に従事
する人にとっては特に重要な日と
されている。この日を目安に、新
茶の摘み取りを始めることが多い。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>



【左上】平成25年度「市民
後見人養成研修」の様子
【右上】研修の一環として
の生活支援員活動につ
いて打合せをする受講生
【左】25年度「市民後見
人養成研修」受講生の皆さん

地域みんなで支えあう社会貢献 市民後見人

皆さんは、「市民後見人」をご存知ですか。市民後見人は、
認知症や障害などのため、ものを購入したりサービスを利用
したりする際に、自分自身で正しい判断をすることが難しい
方を地域で支える人のことです。今号1面では、市民後見人
を育成するための区の取組を、2・3面では、市民後見人を
はじめとする、誰もが安心して暮らし続けられるように地域
で支えあうための仕組みなどについて紹介します。

大切な権利や財産を 守るしくみ

認知症や知的障害、精神障害など
により、物事を判断する能力が十分
でない方が、住み慣れた地域でこれ
までどおり暮らせるよう支援する制
度が「成年後見制度」です。
市民後見人は、この制度に基づき、
区や社会福祉協議会などと連携しな
がら、福祉サービスを利用するため

の契約締結や、預貯金等の財産の適
正な管理など、様々な法律行為を本
人に代わって行います。これにより、
本人の意思をできる限り尊重しなが
ら、本人の権利や財産を不当な侵害
から守ります。

住み慣れた地域で社会 貢献しませんか

区では、一人でも多くの方がこの
制度を利用できるよう、平成23年

度から「市民後見人養成研修」を実施
し、市民後見人を積極的に育成して
います。これまでに研修を修了した
方は24人、市民後見人として選任
された方は9人で、これは23区の中
では高い水準です。しかし、認知症
や一人暮らしの高齢者の増加に伴
い、成年後見制度を必要とする方が
増えていくと予想されることからま
だ十分ではありません。
市民後見人になるために何より大

切なのは、「住み慣れた地域のため
に働きたい」という強い気持ちです。
必要な構えや知識、各種制度など
については市民後見人養成研修で学
ぶことができます。「研修に参加し
たい」、「どのようなことを学ぶのか
知りたい」という方は、まずは、研
修に先立って開催する説明会に、ぜ
ひ、ご参加ください。
【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608—
6150

市民後見人に関心がある方は、ぜひ、ご参加ください

■市民後見人養成研修説明会

成年後見制度と市民後見人の仕事についての説明会を開催します。市民後見人
養成研修の受講を希望される方は、必ずご参加ください。
【とき】6月25日(水) 午後2時～4時【ところ】区役所会議室131(13階)【内容】
▶オリエンテーション ▶講演「成年後見制度と市民後見人の概要」▶質疑応答
*研修の申込みに必要な応募用紙を配布【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以
下の方【定員】先着50人【費用】無料【申込み】事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608—
6150へ *申込みは6月24日午後3時まで

■市民後見人養成研修

【とき】8月19日(火)～平成27年8月【ところ】すみだボランティアセンター(東向
島2-17-14)【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方【費用】無料【申込み】
応募書類を直接、7月3日までに厚生課厚生係(区役所3階)へ *研修の受講には、
開講前に実施する選考(書類選考および面接、小論文)に合格する必要あり

平成26年					27年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月		7月	8月
基礎 研修	「市民後見概論」「市民後見人への サポート体制」等 (7科目)							課題 研修 レポー ト提出
	専門研修 「高齢者・認知症の理解」「後見人の実務」 「関係諸制度(年金・保険)」等 (18科目)							
	実践研修 生活支援員活動 (おおむね月1回～3回程度)							

研修で学んだことを活かし、“トコトンやりつくす” 市民後見人になりたいです



平成25年度市民後見人養成
研修受講生 清水勇行さん

以前から、成年後見制度につ
いては関心を持っていました。図書
館で「市民後見人養成研修」のチラ
シを見て、親族でなくても後見人
になれると知り、研修の説明会に
参加しました。会場には座りきれ
ないほどの参加者がいて、市民後見人への社会的な関心の高さ
に驚いたのを覚えています。
研修は、基礎から実践までを体系的に学べる内容になってい
ます。特に“相手に共感しながら丁寧に聴く”という傾聴の方法
を学ぶことは、相手との信頼関係を築くのに不可欠で、とても
有意義だと思います。一方、期間が長いので、一部だけでも受
講できる“聴講生”のような仕組みがあると、より養成研修に参
加しやすくなるのではないのでしょうか。
将来は、相手のために“トコトンやりつくす”市民後見人になり
たいと思います。また、市民後見人に関心はあるものの、最
初の一步を踏み出せないでいる人たちへの働きかけも、積極的
に行っていきたいと思っています。

「地域を支えたい」そんなあなたを応援します

区では、複雑化・多様化する福祉サービスへのニーズに応えるため、「地域福祉」の考え方を取り入れています。

「地域福祉」とは、地域に暮らす人々の支えあ

いや助けあいを推進するとともに、地域の様々な方や団体が連携することにより、誰もが自分らしく、安心して暮らし続けられる地域をつくっていかうとするものです。

2・3面では、こうした「地域福祉」の考え方を実現するために設けている、地域の皆さんで支えあう様々な仕組みなどについて紹介します。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608－6150

市民後見人

後見人は、家庭裁判所が選任しますが、多くの場合、親族から選ばれます。しかし、高齢化が進み、後見人を必要とする方が増えているため、親族から後見人を選ぶことが難しいケースが増加しています。こうした場合には、弁護士や社会福祉士などの専門家のほか、研修等で必要な知識や技術、心構えなどを身に付けた同じ地域に暮らす「市民後見人」が選任されることになります。

本人の意思を尊重しながら、権利と利益を守る大切な存在である後見人には、日ごろから本人の生活ぶりや考え方などを、よく理解している方が適任です。その点、市民後見人は、同じ地域に暮らしているからこそ、日常的に本人に寄り添い、必要な支援をすることができるのです。

市民後見人の主な仕事

■財産を守る

本人の資産や負債、収入と支出の内容を把握したうえで、本人のために必要な支出を計画的に行い、財産を守ります。



■生活を守る

毎月1回程度、本人の健康状態や生活状況を記録するとともに、必要に応じて医療・福祉サービスを受けるための手続きを進めます。



■連携する

最適なサービスを提供するため、必要に応じて、ケアマネジャーや弁護士等の専門家、社会福祉協議会などと連携します。



■報告する

地域の社会福祉協議会へ活動内容を定期的に報告します。社会福祉協議会は、監督人として市民後見人をサポートします。



市民後見人も、様々な人に支えられています

市民後見人 毛内 千恵子さん



自分の経験や技術を活かしたボランティア活動をしたと考えていましたが、私の得意分野は書類の作成や官公署等での手続であったこともあり、ぴったりの活動がなかなか見つかりませんでした。そんな時に「市民後見人養成研修」のことを知り、被後見人の方の財産管理や契約手続などを行う後見活動には、私の経験や技術が活かせ

ると思い受講を決めました。

私の場合、研修を修了してから後見人になるまでに、1年以上の期間がありました。墨田区社会福祉協議会から、「お願いしたい人がいる」と連絡をもらった時は、「いよいよだ」と気持ちが高ぶった反面、責任の重大さを改めて感じ、不安になったのも事実です。

こうした不安をかき消してくれたの

が、監督人である社会福祉協議会の存在です。市民後見人は、一人で活動するのではなく、監督人や弁護士等の専門家と二人三脚で仕事にあたります。このような協力体制があったからこそ、これまで続けてこられたのだと思っています。私自身も様々な人に支えられながら、これからも被後見人の方の“今”を支えていきたいです。

生活支援員活動(地域福祉権利擁護事業)

成年後見制度の利用には至らないものの、物忘れなどの認知症の症状、知的障害、精神障害等のため、福祉サービスの選択や日ごろの金銭管理が一人ではできなくなってしまった方を、本人との契約に基づき、日常生活の範囲内でサポートします。特別な資格等は必要なく、区内在住在勤のおおむね64歳以下の方であれば、研修を受講することで活動できます。関心がある方は、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ】すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655－2940

生活支援員の主な仕事

■福祉サービスの利用援助(基本サービス)

介護サービスなどの福祉サービスについての▶情報提供・助言 ▶利用開始・中止のための手続 ▶利用料の支払 ▶苦情解決制度を利用するための手続 など

■日常的な金銭管理サービス(オプションサービス)

年金や福祉手当等の受取の手続、税金・公共料金等の支払、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預け入れなど

■書類等預かりサービス(オプションサービス)

年金証書・預貯金の通帳・保険証書・実印等、重要な書類などの預かり *金融機関の貸金庫を利用

“心から聴き、寄り添う”ことを心掛けています 生活支援員 遠上 佐智恵さん

小学校でのPTA活動をきっかけに、住みよいまちをつくるための地域貢献がしたいと強く思うようになりました。社会福祉士養成所で学んだことを活かせればと考え、「市民後見人養成研修」を受講しました。現在は、市民後見人に選任されるのを待ちながら、生活支援員として活動しています。1か月に一度、利用者の自宅を訪問して、社会福祉協議会からの指示に基づき、郵便物の確認や必要な費用の支払など、ご本人の生活に密着した支援をしています。お手伝いできることは限られていますが、相手の話を丁寧に聴き、寄り添い、受け入れるということを心掛けています。そうすることで、ご本人の生活や健康状態のちょっとした変化に気付くこともできます。訪問した際に「待ってたよ」と声をかけていただいたときには、心からうれしくなりました。



市民後見人の活動には、生活支援員の活動よりも大きな責任が伴います。そのことに対する不安はありますが、同じ地域の住民としての目線を持ち、小さなことも見落とさず、ご本人にとって何が一番良い方法かを一緒に考えられる後見人になりたいです。



すみだハート・ライン21

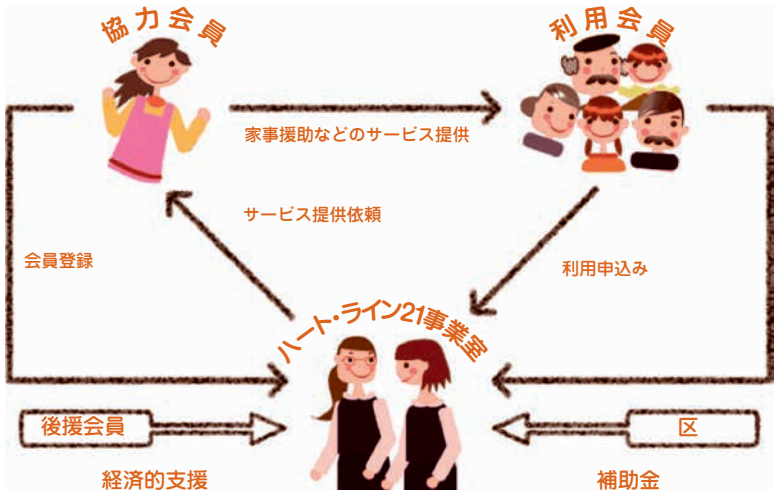
「すみだハート・ライン21」は、日常生活において手助けを必要としている高齢者や障害者などの自宅に出向き、家事援助等を行う在宅福祉サービスです。事業の趣旨を理解し、実際にサービスを提供してくださる「協力会員」と、事業の趣旨に賛同し、経済的に援助してくださる「後援会員」によって支えられています。「協力会員」になるための特別な資格等は必要ありませんので、まずは、すみだボランティアセンター等で毎月行っている説明会にご参加ください。あなたの熱意を、地域での支えあいに活かしてみませんか。

【問合せ】 すみだハート・ライン21事業室
☎5608－8102 *問合せは月曜日～金曜日午前9時～午後5時

すみだハート・ライン21を支える会員

- 協力会員
食事の支度、掃除、洗濯、買い物、外出の付添い、話し相手、代読、代筆など *年度会費1000円が必要
- 後援会員
事業に対する経済的援助 *1口1000円から

すみだハート・ライン21のしくみ



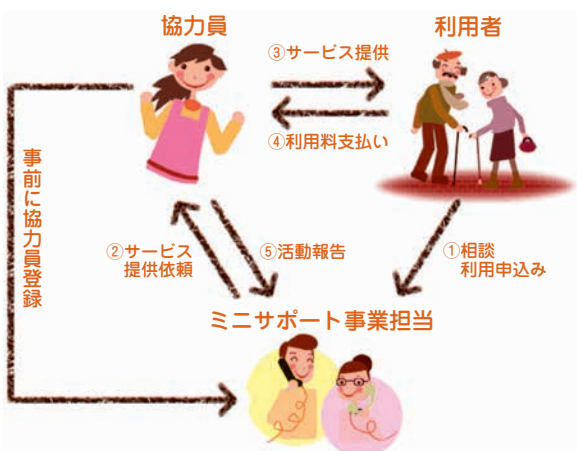
ミニサポート事業

「ミニサポート事業」は、高齢者や障害者が、日常生活でのちょっとした困りごとに直面したときに、地域の協力員が訪問して対応するサービスです。すみだハート・ライン21で提供するサービスよりも、短時間で対応できるような軽作業が中心になります。

協力員になるためには、説明会への参加が必須となりますが、資格等は必要ありません。地域での支えあいの第一歩として、ぜひ、ご参加ください。

【問合せ】ミニサポート事業担当☎5608－3246

ミニサポート事業のしくみ



ミニサポート事業のサービス内容

おおむね30分以内で対応でき、継続性がない軽易な作業（電球等の交換、小さな家具の移動、季節の衣替え、近所への買物など）

これまでに紹介してきた4つの事業は、利用する方のニーズに応じて、きめ細かく対応するために設けられているものです。

それぞれの事業には右表のような違いがあります。

事業名	サービスの内容	サービス提供者の要件
市民後見人	▶重要な財産管理・法律行為 療・福祉サービスに関する契約など	▶医療 区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方 *研修の受講が必要
生活支援員活動（地域福祉権利擁護事業）	▶福祉サービスの利用援助 的金融管理サービス ▶書類等預かりサービス	▶日常
すみだハート・ライン21	家事援助サービスなど	地域での支えあいに関心があり、熱意を持って家事援助などの活動に協力して下さる18歳以上の健康な方 *説明会への参加が必要
ミニサポート事業	おおむね30分以内で終了する継続性のない軽易な作業	

地域での支えあいやサービスの利用についてお気軽にご相談ください

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

墨田区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置される民間の非営利団体です。区民の皆さんや、町会・自治会からお寄せいただいた寄付・会費を活用し、「地域での支えあい」を推進することで、誰もが安心して暮らせる、人にやさしい福祉のまちづくりに取り組んでいます。サービスの種類に応じた専門の窓口を設けておりますので、「地域のために活動したい」という方はもちろん、「サービスを利用したい」という方も、お気軽にご連絡ください。

- ▶社会福祉協議会の運営等＝墨田区社会福祉協議会 ☎3614－3900
- ▶成年後見制度、市民後見人、地域福祉権利擁護事業（生活支援員活動）等＝すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655－2940
- ▶ボランティア活動全般＝すみだボランティアセンター ☎3612－2940 /すみだボランティアセンター分館 ☎5608－2940
- ▶すみだハート・ライン21＝すみだハート・ライン21事業室 ☎5608－8102
- ▶ミニサポート事業＝ミニサポート事業担当 ☎5608－3246

*各事業等についての詳細は、問い合わせるか、墨田区社会福祉協議会のホームページを参照

パンフレット等もご覧ください

今号に掲載した各事業や、墨田区社会福祉協議会の活動などについて紹介するパンフレットや冊子等を配布しています。ぜひ、ご覧ください。

【配布場所】 ▶厚生課厚生係（区役所3階） ▶すみだボランティアセンター（東向島2－17－14） ▶すみだボランティアセンター分館（亀沢3－20－11 関根ビル4階） ほか

市民後見人のイロハが分かる「まんがで学ぶ 市民後見人のしごと」

チャレンジをお待ちしています「市民後見人養成研修」

福祉に関することなら何でもご相談ください「社協のしおり」

住み慣れた地域で安心して暮らすために「地域福祉権利擁護事業」



参加団体を募集します

すみだ生涯学習フェスティバル

学習活動のきっかけづくりの場である「すみだ生涯学習フェスティバル」において、活動を紹介したい団体を募集します。

【開催日／場所】▼活動の発表・体験会

9月6日(土)・7日(日) 午前10時半～午後4時40分／区役所1階アトリウム、すみだリバーサイドホール1階ギャラリー(区役所に併設)

▼見学会 各団体の9月中の活動日／各団体の活動場所【対象】構成員が5人以上(半数以上が区内在住在勤在学者)で、営利を目的としない文化・学習・ス

スポーツ団体 *ほかにも要件あり

【定員】▼活動の発表・体験会

28団体(抽選)【費用】無料【申込み】申込書を直接または郵送、ファクスで5月30日(必着)ま

で、〒130-8640生涯学習課生涯学習担当(区役所11階) 05608-6309・FAX 5608-6411へ *申込書は、

区民情報コーナー(区役所1階)、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、すみだ女性センター(押上2-12-7-111)等で配布



地球にやさしいまちづくりを

クリーンキャンペーン(区内一斉清掃活動)

区では、5月30日の「ごみゼロデー」にちなみ、毎年、町会・自治会、老人クラブ、事業者等のご協力により、クリーンキャンペーン(区内一斉清掃活動)を行っています。この度、新たに活動してくださる団体や事業者等を募集します。ぜひ、ご協

力ください。

【ごとき】5月25日(日)【申込み】5月16日までに電話で、すみだ清掃事務所分室 03613-2228へ *参加する団体・事業者等には、ごみ収集袋を事前に配布



ご利用の際は、ご注意ください

すみだ生涯学習センター「メディアコーナー」の一時利用休止

すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)のメディアコーナーは、機器の入替え作業を行うため、一時ご利用になれません。

【利用休止期間】5月12日(月)～6月1日(日)【問合せ】すみだ生涯学習センター・メディアコーナー 05247-7600



高校や大学等への就学を支援します

受験生チャレンジ支援事業

区では、高校や大学等への就学を支援するため、学習塾・通信講座等の受講費用と、高校・大学等の受験料を無利子でお貸ししています。なお、入学した場合等は、返済が免除されます。

【対象】次のすべての要件を満たす生計中心者で、貸付審査により、返済の見込みがあると判断された方

▼中学校3年生または高校3年生、それらに準ずる子ども(高卒認定合格者、中学校・高校既卒者)を養育している生計中心者の課税所得または

総収入金額が一定基準以下である

▼生計中心者と、養育している子どもが、1年以上都内に在住(住民登録)している

*ほかにも要件あり【貸付限度額】▼学習塾等受講料 20万円

▼高校受験料 2万7400円

▼大学受験料 10万5000円

【問合せ】厚生課厚生係(区役所3階) 05608-6151

*事業の詳細・申込方法等については、問合せ先で配布中のパンフレット、または区ホームページを参照



ご利用ください

建築の専門家による無料耐震相談

区では、区内の木造住宅や非木造建築物に住んでいる、または所有している方が、耐震相談を希望する場合に、建築の専門家を無料で派遣しています。いつ起こるか分からない地震に備えるため、ぜひ、ご利用ください。

【申込み】随時、電話で防災まちづくり課不燃化・耐震化担当 05608-6269へ *プレハブなどの住宅に住んでいる、または所有している方は利用不可



こどもの日は、ご家族で公衆浴場へ

ふれあい入浴デー

5月5日(祝)の「こどもの日」に、区内の公衆浴場で「しょうぶ湯」を行います。「にこにこ入浴証」をお持ちの方と、一緒に入場するご家族は、入浴料金が半額になりますので、ぜひ、ご利用ください。

【費用】通常の入浴料金の半額で

▼12歳以上 220円 ▼6歳

以下 110円 ▼5歳以下 40円

*毎月25日の「すみだ家庭の日」も半額【問合せ】高齢者福祉課支援係 05608-6168



スポーツで爽やかな汗を

区民体育大会

様々なスポーツを満喫することができます。ぜひ、ご参加ください。

【申し込み・問い合わせ】左表のとおり

とができる区民体育大会を開催

大会名	とき／ところ	種別・対象・費用等
フォークダンス大会	6月8日(日)午前10時半～午後3時半 *受付は午前10時～/すみだ中小企業センター(文花1-19-1)	【費用】700円【持ち物】室内用の運動靴【申込み】当日直接会場へ【問合せ】墨田区フォークダンス連盟事務局 島岡麗子 03611-0449
ライフル射撃大会	▶小口径の部=6月15日(日)午前9時半～午後4時/千葉県総合スポーツセンター射撃場(千葉県千葉市若葉区小間子町4-3) ▶エアライフルの部=7月6日(日)午前9時半～午後5時/台東リバーサイドスポーツセンターエアライフル場(台東区今戸1-1-10)	【費用】各部2000円【申込み】希望の部・住所・氏名・年齢・電話番号を直接または郵便振替で▶小口径の部=5月25日～6月8日に▶エアライフルの部=6月15日～29日に 墨田区ライフル射撃連盟事務局 梁瀬敏昭(向島5-24-11) 03622-0357へ *振替口座の番号は00170-0-718428、口座名は墨田区ライフル射撃連盟
相撲大会	6月15日(日)午前10時半～午後5時 *受付は午前9時半～10時/吾郷第二中学校(八広4-4-4)	【種別】幼児(4歳以下・5歳以上)、小学生(学年別)、中学生、一般(初心者・経験者)【対象】区内在住在勤在学者で、スポーツ保険等に参加している方【費用】無料【申込み】種別・住所・氏名・年齢・電話番号・学校名・学年を電話または、ファクスで6月14日までに墨田区相撲連盟事務局 菊池照雄 03614-0870・FAX 3614-0878へ *電話受付は平日の午前9時半～午後5時 *大会当日午前9時半～10時に会場でも申込可

区政情報番組

ウィークリー すみだ

5月の番組表



キャスター 比嘉夏希さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各30分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけますので、各番組の視聴開始時期については、お問い合わせください。

【問合せ】広報広聴担当 05608-6220

5月4日(祝)～10日(土)

- ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- 区政トピックス…成年後見制度と市民後見人
- すみだを学ぼう!…すみだとレガッタ
- すみだ街歩きナビ…江戸から明治、近代化への歩みを訪ねる

5月11日(日)～17日(土)

- ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- 区政トピックス…協治(ガバナンス)によるまちづくり
- 特集…高齢者の見守り

5月18日(日)～24日(土)

- ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- 区政トピックス…食育イベント
- すこやかガイド…区健康診査
- すみだ博物館めぐり…金庫と鍵の博物館 ほか

5月25日(日)～31日(土)

- ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- 区政トピックス…区内回遊促進イベント
- 特集…高齢者の見守り(5月11日～17日の再放送)

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J:COM東京すみだ・台東局 0120-999-000へ

毎月1日は
墨田区防災の日

5月1日の点検項目

話し合い
わが家で確認
避難場所

毎月5日は
すみだ環境の日

5月の
エコしぐさ
「ごみ減らし」
初夏の匂いを
感じとる

墨田区環境キャラクター
「地球くん」

¥♡

国民健康保険料の休日納付相談窓口

仕事等で平日に来庁できない方は、ぜひ、ご利用ください

国民健康保険料の休日納付相談窓口を開設しています。
【とき】5月11日(日)午前9時～午後4時 * 毎月第2日曜日に開設【ところ】国保年金課(区役所2階)【問合せ】国保年金課(くほ保険料係) ☎56008-60523

🌸

特設観覧席にご招待しますので、ぜひ、ご応募ください

第37回隅田川花火大会の市民協賛者

隅田川花火大会実行委員会では、7月26日(土)に開催予定(荒天の場合は、翌27日に順延)の第37回隅田川花火大会の市民協賛者(個人)を募集します。
【会場・募集口数等】左表のとおり

会場	募集口数	協賛金額	申込方法
1 墨田区側両国親水テラス *第2会場が観覧できる椅子席	1800口程度	1口5000円(最大4口までとし、1口につき1人をご招待)	希望会場(1か所のみ)、代表者の郵便番号・住所・氏名・電話番号を往復はがき(1グループ1枚まで)で5月23日(消印有効)までに、〒130-8640 隅田川花火大会実行委員会・市民協賛係へ *1の会場をご希望の方は協賛口数を、2・3・4の会場をご希望の方は来場者数を記入
2 台東リバーサイドスポーツセンター野球場 *第1会場が観覧できるビニールシート席	1500口程度	1口6000円(1口のみとし、1口につき5人以内をご招待)	
3 台東リバーサイドスポーツセンター少年野球場 *第1会場が観覧できるビニールシート席	500口程度		
4 台東リバーサイドスポーツセンター野球場(団体席) *第1会場が観覧できるビニールシート席	50口程度	1口2万4000円(1口のみとし、1口につき22人以内をご招待)	

👧

こどもの日、ぜひ、お越しください

両国屋内プールの無料開放

【とき】5月5日(祝) 午前9時～午後9時 * 午前9時～午後6時は、子ども向けに水深を90センチメートルに設定 * 安全管理上、混雑時は入場を制限する場合あり【ところ】両国屋内プール(横綱1-8-1)【対象】3歳以上の方 * オムツの取れ

ていない幼児は利用不可 * 小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 * 小学校4年生～中学生は、午後6時以降、保護者の同伴が必要 * 保護者は高校生不可【申込み】当日直接会場へ【問合せ】両国屋内プール ☎5610-0050

¥♡

個人住民税の証明書を発行します

平成26年度特別区民税・都民税の「課税証明書・非課税証明書など」

【発行開始日】課税証明書・非課税証明書 6月10日(火)
* 給与特別徴収のみの方は、5月12日(月) * 申告した当日の証明書発行は不可 * 無収入の方は、その旨の申告が必要な場合あり ▼ 納税証明書 平成26年度の納税の確認ができた日

【発行場所】税務課(区役所2階)、各出張所【手数料】1通300円【持ち物】身分証明書(運転免許証、健康保険証等) * 代理人による申請の場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要【問合せ】税務課税務係 ☎56008-6008

👧

自然豊かなあわの夏季の利用申込みを受け付けます

あわの自然学園

【利用期間】7月19日(土)～8月31日(日) * 区の事業のため、利用できない日あり【利用日数】3泊4日以内【ところ】栃木県鹿沼市上粕尾104-1(東武日光線新鹿沼駅から、バスで約1時間20分)【対象】区内在住の勤者を含む3人以上の団体【利用料(1泊)】▼大人 600円 ▼3歳～中学生 150円 ▼2歳以下 無料 * 別途食事

代が必要【申込み】▼子ども会 5月13日午前8時半～9時に直接、区役所会議室123(12階)へ * 申込みをした方を対象に、午前9時から抽選(各団体1人)を実施 ▼その他の団体 5月14日から直接、学務課(区役所11階)へ【問合せ】学務課給食保健・就学相談担当 ☎56008-6304

📄

戦傷病者・戦没者等の妻、戦没者の父母等の方へ

特別給付金の請求受付

■戦傷病者等の妻
【対象・種別・給付金額】▼平成15年4月2日～23年4月1日に新たに戦傷病者等の妻になった方
■戦没者等の妻・戦没者の父母等の方
【種別】第二十七回国庫債券「い」号等 * 対象・給付金額・受付期間等は、問合せ先へ

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-1163

📄

戦没者等の遺族の方へ

慰霊巡拝

戦没者を慰霊するため、厚生労働省が実施する「慰霊巡拝」への参加者を募集します。
【実施時期】7月～平成27年3月
【実施地域】アムール州、ハバロフスク地方、沿海地方、カザフスタン共和国、中国東北地方、硫黄島、東部ニューギニア、インド、マリアナ諸島、トラック

諸島、フィリピン、マーシャル諸島【問合せ】▼都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給係 ☎5320-4076 ▼厚生課厚生係 ☎5608-1163 * 参加要件や実施時期、申込方法等の詳細は、問い合わせるか、都福祉保健局のホームページを参照

👧

子どものよりよい成長を願って

墨田区家庭教育学級補助金交付事業

区では、子どもに関わる家庭内の様々な事例について自主的に学びあう団体が開催する学習会「家庭教育学級」に対し、必要な経費の一部を助成しています。
【対象】区内の保育所・幼稚園、小・中学校の父母の会・PTA、社会教育関係登録団体など【定員】先着15団体程度【補助上限額】2万9000円【申込み】事前に申込書を直接または郵送で〒130-8640生涯学習課青少年担当(区役所11階) ☎5608-6311へ * 申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可

すこやか
ライフ

●墨田区保健所のホームページ
http://www.city.sumida.lg.jp/hokenzyo/

●向島保健センター：〒131－0032 東向島5－16－2 ☎3611－6135

●本所保健センター：〒130－0005 東駒形1－6－4 ☎3622－9137

都内の
医療機関
情報案内
(24時間案内)

●都医療機関案内サービス「ひまわり」
☎5272-0303・FAX 5285-8080

●東京消防庁「救急相談センター」
▶携帯・PHS・フッシュ回線 ☎ # 7119

▶23区ダイヤル回線 ☎3212-2323

HIV 抗体検査

区では、匿名で受けられるHIV 抗体検査を毎月行っています。

【とき】▶検査日＝毎月第2木曜日
▶結果日＝毎月第4木曜日　＊いずれも受付時間は午前9時～9時半

＊12月・1月を除く【ところ】本所保健センター【検査内容】HIV 抗体検査　＊梅毒・淋病・クラミジア検査も併せて受検可　＊結果は、結果日に口頭で説明【対象】感染の疑いがある日から2か月以上経過している方【費用】無料【申込み】当日直接会場へ

＊日程、検査内容等についての詳細

は、問い合わせるか、区ホームページを参照【問合せ】保健予防課感染症係(区役所5階) ☎5608－6191

講座「赤ちゃんとの上手なつきあい方」

【とき】5月28日(水)午後1時半～3時半【ところ】本所保健センター【対象】区内在住の出産を迎える夫婦　＊妊婦のみの参加も可【定員】先着30人【費用】無料【申込み】5月2日午前8時半から電話で本所保健センターへ

国民生活基礎調査(厚生労働省)調査員証を携行した調査員が、対象世帯を訪問し、調査票の配布・回収を行います。

【調査基準日】▶世帯調査＝6月5日(木)　▶所得調査＝7月10日(木)

＊内容を説明するため、5月31日までに調査員が訪問【問合せ】▶世帯調査＝保健計画課保健計画担当 ☎5608－1305　▶所得調査＝都福祉保健局総務部総務課統計調査係 ☎5321－1111 (代表)

■5月の健康相談窓口

種別	向島保健センター	本所保健センター
健康相談(要予約)	月曜日～金曜日　＊電話での相談も可 ＊保健師・栄養士・歯科衛生士等が対応	
育児相談	【受付日時】19日(月)午前9時～10時	【受付日時】20日(火)午前9時半～10時半
心の健康相談(要予約)	7日(水)・21日(水)	28日(水)
依存症相談(要予約)	21日(水)	－
思春期相談(要予約)	－	14日(水)

●表中の相談以外に「認知症相談」があり、各保健センターで随時受け付けています。

■健康診査・骨密度検診・がん検診

＊いずれも年齢は平成27年3月31日現在

＊健康診査と各検診は年度内に各1回のみ(子宮頸がん検診・乳がん検診は2年度に1回のみ)受診可

健康診査・検診名	とき・受付時間	ところ	内容・対象・定員・費用	申込み(「16歳から39歳の方の健康診査」と各がん検診は、区ホームページから電子申請も可)
16歳から39歳の方の健康診査(若年区民健康診査)	5月16日(金)午前9時～10時半	本所保健センター	【内容】身体・血圧測定、胸部エックス線・尿・血液検査等【対象】区内在住で16歳～39歳の方は受診不可【定員】先着100人【費用】無料　＊治療中の方は受診不可【定員】先着100人【費用】無料　＊事前申込みによる一時保育あり(先着20人)	5月2日午前8時半から電話で本所保健センターへ
骨密度検診	5月26日(月)▶午前9時～▶午前10時～		【内容】超音波検査【対象】区内在住で、40・45・50・55・60・65・70歳の女性【定員】先着40人【費用】無料	
胃がん検診(医療機関実施分)	7月31日(木)までの区内実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】バリウムによる胃部エックス線検査【対象】区内在住で40歳以上の方【定員】先着2500人程度【費用】無料	専用はがきで7月4日(消印有効)までに保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ　＊専用はがきの配布場所は、下記●を参照　＊電子申請は不可
胃がん検診(検診車実施分)	東京都予防医学協会検診実施日	すみだ福祉保健センター	【内容】バリウムによる胃部エックス線検査【対象】区内在住で40歳以上の方【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで〒130－8640保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ
肺がん検診	毎月1回、原則木曜日▶午前9時～▶午前10時～ 毎月1回、原則水曜日▶午前9時～▶午前10時～	向島保健センター 本所保健センター	【内容】胸部エックス線検査、喀痰検査　＊喀痰検査は、喫煙指数(1日の喫煙本数×年数)が600以上の方または6か月以内に血痰のあった方のみに実施【対象】区内在住で40歳以上の方【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで、希望する保健センターへ　＊各月の実施日は各保健センターへ確認
子宮頸がん・乳がんセット検診	東京都予防医学協会検診実施日　＊両方の検診を同日に実施	東京都予防医学協会(新宿区市谷砂土原町)	【内容】▶子宮頸がん検診＝視診、頸部細胞診　▶乳がん検診＝視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性　＊授乳中の方、豊胸手術を受けた方、ペースメーカーを装着している方は受診不可【費用】無料	随時、検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで〒130－8640保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ
子宮頸がん検診	実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】視診、頸部細胞診【対象】区内在住で20歳以上の女性　＊妊娠中の方は受診できない場合あり【費用】無料	随時、電話で各保健センターへ　＊乳がん検診の受診希望者で、豊胸手術を受けた方は、保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ事前に相談が必要
乳がん検診		実施医療機関	【内容】視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性　＊授乳中の方、ペースメーカーを装着している方は受診不可【費用】無料	
前立腺がん検診	5月12日(月)～10月31日(金)の実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【内容】血液検査【対象】区内在住で50歳～74歳の男性【費用】700円　＊生活保護受給者等は無料	検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで10月17日(必着)までに〒130－8640保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ

- 「胃がん検診(医療機関実施分)」の専用はがきは、保健計画課(区役所5階)、各出張所・保健センター・図書館・コミュニティ会館、社会福祉会館(東墨田2－7－1)、区総合体育館(錦糸4－15－1)、すみだ福祉保健センター(向島3－36－7)と各実施医療機関で配布しています(閉庁日・休館日・休診日を除く)。
- 「胃がん検診(検診車実施分)」と「子宮頸がん・乳がんセット検診」は東京都予防医学協会で、「肺がん検診」は各保健センターで、あらかじめ受診日時を指定して受診票を送付します。なお、申込状況により、受診日が3か月以上先になる場合もあります。体調その他やむを得ない理由により、指定日時での受診が困難な場合は、受診日時が変更できることもありますので、直接、東京都予防医学協会(肺がん検診は各保健センター)にお申し出ください。
- がん検診は、検診の対象となる部位において、術後、疾病治療中または経過観察中の方は受診できません。また、「胃がん検診」、「肺がん検診」、「乳がん検診」は、妊娠中または妊娠の可能性がある方も受診できません。なお、自覚症状がある方は、検診を待たずに、すぐに医療機関で診察を受けてください。
- はがきでの申込みは、1人1枚となります。なお、記載漏れは無効となることがありますので、ご注意ください。
- 区ホームページ内の電子申請のページには、右のコードを携帯電話等で読み取ることでも接続できます。
- 検査の結果、精密検査が必要と判定された場合は、必ず精密検査を受けましょう。なお、精密検査等の二次検査は保険診療(有料)になります。



！休日等の急病のときには

■墨田区休日応急診療所

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午前9時～午後9時半	すみだ福祉保健センター(向島3－36－7)内 ☎5608－3700	内科、小児科

●保険証や医療証等を必ずお持ちください。

■すみだ平日夜間救急こどもクリニック

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午後7時～9時45分	同愛記念病院(横綱2－1－11)救急外来内 ☎3625－1231	小児科(15歳以下の急病患者)

●診療日は月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。なお、駐車場は有料です。

■休日の歯科・整形外科応急診療医院(5月)

とき	医院名	ところ・電話番号
3日	かんべ歯科医院	太平1－22－2 ☎3622－1463
4日	沖山歯科医院	東向島2－12－9 ☎3611－1182
	中村病院(整形外科)	八広2－1－1 ☎3612－7131
5日	錦糸町駅ビル歯科第2	江東橋4－29－13 メアリヒト錦糸町ビル4階 ☎6666－9922
6日	おそざわ歯科	京島2－17－12 ☎3611－4184
11日	伊東歯科医院	錦糸2－5－2 青木アコビル2階 ☎3626－1333
	大山整形外科	京島3－34－7 ☎3613－7577
18日	香川歯科医院	立花2－5－7 ☎3612－3645
	内田クリニック(整形外科)	錦糸3－6－1 ☎5619－6050
25日	岩崎歯科医院	錦糸3－5－1 錦糸町北口ビル2階 ☎3626－7200
	みどり整形外科クリニック	緑1－14－2 ☎5638－8181

●いずれも診療時間は午前9時～午後5時です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。

●歯科の受診については、事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。

人が輝く

講座・教室・催し

暮らし

健康・福祉

子ども

仕事・産業

税金・国保

文化・スポーツ

イベント

区政その他

ほけっと(区主催以外)

内=内容

種=種別

対=対象

定=定員

費=費用

持=持ち物

申=申込み

問=問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
 健康・福祉	生きがい講座「乳酸菌が作り出す健康」	5月30日(金) 午後1時半～3時半	すみだ女性センター(押上2-12-7-111)	内 乳酸菌と健康について学ぶ 対 おおむね55歳以上の方 定 先着30人 費 無料 申 事前に電話で、てーねん・どすこい倶楽部事務局 ☎5631-2577へ * 受付は平日の午前10時～午後4時 問 高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168
	音訳ボランティア養成講座(全4回)	6月4日～25日の毎週水曜日 午前10時～正午	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住在勤で、講座修了後、音訳ボランティアとして活動できる方 定 20人(抽選) 費 100円(資料代) 申 住所・氏名・ファクス番号を直接または電話、ファクスで5月7日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ
 子ども	就学相談・特別支援教育説明会	▶説明会=5月9日(金) 午前10時～正午 ▶相談=相談受付時に決定	▶説明会=すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設) ▶相談=学務課(区役所11階)	内 ▶説明会=相談の手順や特別支援教育の内容等 対 平成27年4月に小学校へ入学予定で、心身に障害等があると思われる子どもの保護者 費 無料 申 ▶説明会=当日直接会場へ ▶相談=5月12日午前9時から電話で学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6304へ
	第38回わんぱく相撲墨田区大会	5月10日(土) 午前11時半～午後5時 * 受付は午前10時半～	区総合体育館(錦糸4-15-1)	対 区内在住在学の小学生 費 無料 申 詳細は問合せ先へ 問 ▶わんぱく相撲墨田区大会実行委員会 堀 貴光 ☎090-8454-7987 ▶スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312
 仕事・産業	お仕事帰りに知識を深めましょう!「スマホでコスト削減」	5月21日(水) 午後7時45分～8時45分	すみだ産業会館(江東橋3-9-10)	内 スマートフォンでYouTube・Facebook・LINEを体験する 対 区内在住在勤の方 定 先着20人 費 無料 申 5月1日午前10時から電話で、すみだ産業会館 ☎3635-4351へ 問 ▶すみだ産業会館 ▶産業経済課産業振興担当 ☎5608-6186
	工業振興スクール(パソコンコース)「ビジネスExcel 基礎」(全2回)	5月22日(木)・29日(木) 午後6時～9時	すみだ中小企業センター(文花1-19-1)	内 表・グラフの作成、データ集計などについて学ぶ 対 区内中小企業の経営者・従業員 定 先着10人 費 7600円(テキスト代込み) 申 事前に講座名・住所・氏名、勤務先の名称・所在地・電話番号・ファクス番号を電話または、ファクス、Eメールで、すみだ中小企業センター ☎3617-4351・FAX3617-4340・✉school@techno-city.sumida.tokyo.jpへ * 申込みは5月14日まで
 文化・スポーツ	すみだゆかりの展示「いざ参る!富士山へ 向島の富士信仰」	5月8日(木)～26日(月) 午前8時半～午後5時	区役所1階アトリウム	内 向島地域に暮らしした人々が組織した富士講にまつわる遺産(文化財)のパネル展示 【入場料】無料 申 期間中、直接会場へ 問 生涯学習課文化財担当 ☎5608-6310へ
	盆踊り講習会	5月13日、6月10日、7月8日 いずれも火曜日 午後6時半～8時	二葉小学校(石原2-1-5)	費 各日100円 申 当日直接会場へ 問 ▶墨田区民踊連盟事務局 高橋 志津子 ☎3622-2816 ▶スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312
	健康体力づくり教室(各教室全8回)	6月4日(水)～7月26日(土) * 各教室の日程の詳細は申込先へ	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	種 スッキリシェイプ、太極拳など(全7教室) 対 区内在住在勤で18歳以上の方 定 各教室60人(抽選) 費 各教室2300円 申 5月9日までに、スポーツプラザ梅若 ☎5630-8880へ
	俳句を楽しむ会	6月4日～12月3日の毎月第1水曜日 午後1時～4時	本所地域プラザ(本所1-13-4)	定 各日先着20人 費 各日1500円 申 5月1日午前9時から本所地域プラザ ☎6658-4601へ
 イベント	川を歩こう(旧中川コース)	6月7日(土) 午前9時半～午後0時半 * 小雨決行	荒川ロックゲート(江戸川区小松川一丁目地先)～亀戸中央公園(江東区亀戸9-37地先) * 都営新宿線東大島駅前に午前9時半集合	定 100人(抽選) 費 無料 申 催し名、参加者全員の氏名・年齢、代表者の住所・電話番号・メールアドレス(お持ちの方のみ)を往復はがきで5月16日(消印有効)までに、〒163-8001東京都建設局河川部計画課環境計画担当係 ☎5320-5425へ * 抽選結果は5月30日ごろに返信 問 都市整備課河川担当 ☎5608-6294
 区政その他	「地域活動運営講座」の説明会&体験講座	6月1日(日) 午後2時～4時半	区役所会議室131(13階)	内 パネルディスカッション「コミュニティ運営に求められる4つの力」、7月～平成27年3月に開催する「地域活動運営講座」のカリキュラム説明・体験講座など 定 先着50人 費 無料 申 事前に住所・氏名・電話番号を直接または電話、ファクス、Eメールで区民活動推進課区民活動推進担当(区役所14階) ☎5608-6705・FAX5608-6934・✉KATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jpへ * 申込みは5月20日まで

いきいきすみだ

募集

暮らし

健康・福祉

子ども

仕事・産業

税金・国保

文化・スポーツ

イベント

区政その他

内=内容

種=種別

対=対象

定=定員

選=選考方法

費=費用

持=持ち物

申=申込み

問=問合せ

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
 暮らし	都営住宅入居者の募集	【募集住宅】▶世帯向け(一般募集住宅) ▶定期使用住宅(若年ファミリー向け) ▶定期使用住宅(多子世帯向け) ▶若年ファミリー向け * 単身者の申込みが可能な住宅もあり 対 都内在住で所得が定められた基準に該当する方 * ほかにも要件あり * 詳細は募集案内を参照	【募集案内と申込書の配布期間・場所】5月7日(水)～15日(木)・住宅課(区役所9階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所 * 土・日曜日は区民情報コーナーのみ * 申込書は配布期間中、東京都住宅供給公社のホームページからも出力可 申 申込書を郵送で5月19日(必着)までに渋谷郵便局へ 問 ▶住宅課公営住宅担当 ☎5608-6214 ▶東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
 区政その他	「墨田区図書館運営協議会」区民委員の募集	内 区の図書館行政に利用者の視点を加えるため設置する「墨田区図書館運営協議会」において、図書館の運営等についての意見を述べる 対 区内在住の18歳以上で、図書館運営に関心があり、年3回程度、平日の夜間または土・日曜日に開催する会議(各回2時間程度)に出席できる方 【任期】区教育委員会が委嘱した日～平成28年3月31日	【募集数】2人(選考) 選 書類選考 申 申込書と、「これからの図書館のあり方について」をテーマとした作文(800字程度で書式自由)を直接または郵送、ファクス、Eメールで5月15日(必着)までに、ひきふね図書館(〒131-0046京島1-36-5) ☎5655-2350・FAX5655-2351・✉HIKIFUNE@city.sumida.lg.jpへ * 募集要領・申込書は各図書館で配布しているほか、墨田区立図書館のホームページから出力可

人が輝く 講座・教室・催し

暮らし 健康・福祉 子ども 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント その他 (区主催以外) 内容 種別 対象 定員 費用 持ち物 申込み 問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	「緑のカーテン作り」ワンポイント講習会	5月15日（木）・22日（木） ▶午前10時～ ▶午前11時～ ▶午後1時～ ▶午後2時～ ＊いずれも30分程度	すみだ環境ふれあい館（文花1-32-9）	内 ゴーヤを利用した緑のカーテンの作り方について学ぶ ＊ゴーヤの苗2鉢をプレゼント 対 区内在住在勤の方 定 各先着20人 費 無料 持 苗を持ち帰るための袋 申 5月1日午前9時から電話で環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208へ
	弁護士による権利擁護法律相談	5月15日（木）午後1時半～4時半	すみだボランティアセンター（東向島2-17-14）	内 ▶判断能力が不十分な方のための権利擁護法律相談 ▶福祉サービスの苦情相談 ▶親族や後見人からの相談 費 無料 申 事前に電話で、すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655-2940へ
	美顔塾(サマーメイク編)	5月16日（金）午前10時半～午後0時半	本所地域プラザ（本所1-13-4）	内 スキンケアやメイクの基本などについて学ぶ 対 女性 定 先着20人 費 500円（教材費） 申 5月1日午前9時から本所地域プラザ ☎6658-4601へ
	リサイクル手作り講座「あまり布で“足にやさしい布ぞうり”」	5月22日（木）・25日（日）午後1時～3時 ＊両日とも同一内容	すみだ環境ふれあい館（文花1-32-9） 	対 区内在住在勤在学の中学生以上 定 各日20人（抽選） 費 各日350円（材料費） 持 裁縫道具、不用になった半反程度の綿生地または手拭い7本 ＊希望により生地等を有料で提供 申 希望日（どちらの日程でも構わない場合は両日とも記入）・住所・氏名・年齢・電話番号・生地等の希望の有無を往復はがきで5月9日（必着）までに、すみだリサイクル活動センター（〒130-0003横川5-10-1-111）☎5611-7740へ ＊抽選結果は5月14日ごろに返信
	すすかけ大学公開講座 藻谷浩介氏の「アベノミクス“女性”の起用における経済効果」	5月23日（金）午前10時～正午	すみだ女性センター（押上2-12-7-111）	定 先着50人 費 無料 申 5月1日午前10時から、すみだ女性センター ☎5608-1771へ ＊事前申込みによる1歳～就学前の子どもの一時的保育あり（定員制）
	森を守り育て、自然を楽しもう！「植林体験」	5月24日（土）午前7時半～午後5時	栃木県鹿沼市上粕尾 ＊区役所正面玄関前に午前7時20分集合 ＊往復バスを使用	対 区内在住在勤の小学生以上 ＊小・中学生は保護者の同伴が必要 定 先着15人 費 1000円（苗木代・保険料） 申 事前に環境保全課緑化推進担当（区役所14階）☎5608-6208へ
	男の料理教室	5月27日（火）午前9時半～午後1時	八広地域プラザ（八広4-35-17）	内 子どもに人気の料理（焼肉丼、わかめスープ、玉ねぎの薬味揚げ）を作る 対 16歳以上の男性 定 先着18人 費 2200円（材料費込み） 持 ふきん、エプロン、三角巾 申 5月1日午前9時から八広地域プラザ ☎6657-1549へ ＊申込みは5月18日まで
健康・福祉	みんなで唄う「民謡教室」（全4回）	5月12日～6月9日の月曜日 午後2時～4時 ＊5月19日を除く	社会福祉会館（東墨田2-7-1） 	対 区内在住在勤で60歳以上の方 定 先着50人 費 無料 申 当日直接会場へ 問 社会福祉会館 ☎3619-1051
	高齢者デジタルカメラ教室「デジカメを使いこなしてもっときれいに撮りましょう！」（全5回）	5月22日～6月26日の木曜日 午後1時半～3時半 ＊6月5日を除く	梅若ゆうゆう館（墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内）	対 区内在住の60歳以上で、デジタルカメラを持参できる初心者 ＊前回受講者を除く 定 16人（抽選） 費 200円 申 5月5日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ ＊受付は午前10時～午後5時
	高齢者コーラス教室「唱歌やなつかしのメロディーを一緒に！」（全4回）	5月24日、6月7日・21日、7月5日いずれも土曜日 午後2時～4時		対 区内在住で60歳以上の方 定 40人（抽選） 費 無料 申 5月5日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630-8630へ ＊受付は午前10時～午後5時
	高齢者食育料理教室「初夏の野菜ドリアを作りましょう！」	5月26日（月）午前9時半～正午	立花ゆうゆう館（立花6-8-1-102）	対 区内在住で60歳以上の方 定 15人（抽選） 費 500円（材料費） 申 5月7日までに立花ゆうゆう館 ☎3613-3911へ ＊受付は午前9時～午後5時

あす

“あなただけのすみだ”を探しにまちに出よう

墨田区長 山崎 昇



様々なテーマで、すみだの見所を巡るツアーがたくさんあります

新年度となり1か月が経過し、新入生や新社会人の皆さんののはつらつとした姿を見かけることが多くなりました。みきみず 瑞々しい新緑や柔らかな日差しとも相まって、まちに出ると心が弾むようです。外出には絶好のこの季節に、皆さんが暮らすこのすみだのまちを、ぜひ、散策してみてください。

歴史をたどりたい方は、向島や両国界隈が かいわい お勧めです。寺社仏閣が多く、落ち着いた風情の向島、葛飾北斎・勝海舟・芥川龍之介など、偉人たちと縁の深い両国には、訪れるたびに新しい発見があります。ゆかり

ものづくりにふれたい方は、スリーエム 3M運動として展開している「小さな博物館」や「工房ショップ」、「すみだマイスター」を訪ねると、

すみだのものづくりの幅広さや、匠の技を体感できます。また、「すみだモダン」として地域ブランド認証を受けた飲食メニュー・商品も豊富ですので、すみだが誇る“こだわりの味と商品”を探してみたいはいかがでしょうか。

このような“すみだの魅力の奥深さ”を皆さんに知っていただくため、区では、区内の様々な見所を結び、“24のまち歩きコース”を設定し、ガイドマップを作成しました。また、東京ソラマチ®5階の「産業観光プラザすみだ まち処」では、すみだの観光や産品に関する情報を発信しています。“あなただけが知っているすみだの魅力”を見つけて、すみだのことをもっと好きになってください。